

「外国為替及び外国貿易法第25条第1項第1号の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引について」の一部改正について

「外国為替及び外国貿易法第25条第1項第1号の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引について」（平成4年12月21日付け4貿局第492号）の一部を下記のように改正し、平成14年4月1日から実施する。

記

3の(4)の文中「取引」の次に「(ただし、ア、ウ又はカに該当する場合であっても、輸出令別表第4の2に掲げる地域以外の地域において提供する取引にあっては、貿易外省令第9条第1項第4号のイ及びロのいずれの場合にも該当しないときに限る。)」を加える。

3の(4)のカの文中「(外為令別表の16の項に該当するものを含む。)」を削り、「ただし、当該プログラムを提供する取引が貿易関係貿易外取引等に関する省令第9条第1項第4号イの規定に基づき、経済産業大臣が告示で定める提供しようとする技術が核兵器等の開発等のために利用されるおそれがある場合を定める件(平成12年通商産業省告示第748号。以下「告示」という。)の規定に該当する場合(輸出令別表第4の2に掲げる地域において提供することを目的とする取引を除く。)及び貿易外省令第9条第1項第4号ロの規定に基づく経済産業大臣からの通知を受けた場合は、この限りでない。」を削る。

別紙1の16の項中

| | |
|-----------------------------------|---|
| 貨物等省令第14条の2に該当する貨物の設計、製造又は使用に係る技術 | 貨物等省令第14条の2に該当する貨物の設計、製造又は使用に係る技術のうち、貨物等省令第14条の2に該当する貨物以外の貨物に適用できる技術以外のものをいう。 |
|-----------------------------------|---|

を
「

| | |
|---|--|
| 関税定率法(明治43年法律第54号)別表第25類から第40類まで、第54類から第59類まで、第63類、第68類から第93類まで又は第95類に該当する貨 | 関税定率法(明治43年法律第54号)別表第25類から第40類まで、第54類から第59類まで、第63類、第68類から第93類まで又は第95類に該当する貨物以外の貨物に適用できる技術以外のものをいう。 |
|---|--|

| | |
|--------------------------------|--|
| 物の設計、 製造又は使 用に専ら係 る技術 | |
|--------------------------------|--|

に改め、

| | |
|--|---|
| 貨物等省令 第14条の 2第85号 に該当する 貨物の使用 に専ら係る 技術 | アプリケーションプログラムであって、ロケット搭載用の電子計算機を使用するために特別に設計又は変更されたプログラム以外のものを除く。 |
|--|---|

を削る。

別紙2-2の1の(2)のアの(ア)の文中「取扱要領の の - 1の四の2の(1)、(2)、(3)及び(5)の規定に基づき第1種一般包括役務取引許可の効力を失うものとされる取引」を「取扱要領の の - 1の四の2の(1)、(2)及び(3)の規定中第1種一般包括役務取引許可の効力を失うものとされる取引及び(5)の規定に基づき第1種一般包括役務取引許可の効力を失うものとされる取引」に改める。

別紙2-2の1の(2)のアの(イ)の文中「取扱要領の の - 2の四の2の(2)、(3)、(4)及び(5)の規定に基づき第2種一般包括役務取引許可の効力を失うものとされる取引」を「取扱要領の の - 2の四の2の(2)及び(3)の規定中第2種一般包括役務取引許可の効力を失うものとされる取引及び(4)の規定に基づき第2種一般包括役務取引許可の効力を失うものとされる取引」に改める。

別紙3の第1の注6に次のなお書きを加える。

なお、申請理由書において貨物の関税定率法別表の類の番号(2桁)を輸出令別表第1の項番の後に括弧書きで記載すること。

別紙3の第2の2の(4)の の文中「なお、外為令別表の16の項での申請の場合であって、当該技術が外為令別表の5の項から15の項にも該当する場合には、これについても同様に記載すること。」を削る。